

財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年八月二十七日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（五年）（第六十五回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に	額面金額で五百億円 七千十万円、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債に

で四百億二千九百九十万円

六 払込金額 五百一億五千万円

七 最低額面金額 五百万円

八 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行日 平成十九年八月二十七日

十 募集の価格 額面金額百円につき百円三十銭

十一 利率 年一・四パーセント

十二 経過利息の払込み 額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{68}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の

十三 初期利子
 平成十九年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
 日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お
 い て、その日以前六月間に属す
 る 利 子 を 支 払 う。
 平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 日
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
 日 本 銀 行
 平 成 十 九 年 八 月 十 四 日 か ら 平 成
 十 九 年 八 月 二 十 一 日 ま で
 平 成 十 九 年 八 月 二 十 七 日
 払 込 期 日
 募 集 期 間
 払 場 所
 元 利 金 支
 償 還 金 額
 償 還 期 限
 十 七
 十 六
 十 五
 十 四
 十 三